

第7期東京都生涯学習審議会 第二次答申

「東京都における『地域教育』を振興するための教育行政の在り方について」

第7期東京都生涯学習審議会は、平成19年12月に第一次答申「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりについて」を提案しました。その後、諮問事項である「新しい教育基本法の下で東京都が取組むべき社会教育施策の在り方について」に関して引き続き審議を重ね、平成20年12月、第二次答申として、「地域教育」という視点から、社会全体で教育の向上に取組むための具体的な施策を提案しています。



第二次答申のテーマ

東京都における「地域教育」を振興するための教育行政の在り方について —社会教育行政の役割を中心に—

※第二次答申の全文は、東京都教育委員会のホームページを御覧ください。

point.1 社会全体で教育力を向上させるための、「地域教育」という視点

<社会全体で教育を向上させる>

○学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

平成18年12月に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念(第3条)」が新しく規定されたことをはじめとして、「家庭教育(第10条)」、「幼児期の教育(第11条)」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)」などの条文が新設された。平成20年6月には社会教育法が改正され、学校・家庭・地域の連携・協力を進めることが、社会教育を推進する国及び地方公共団体の任務として明確に位置づけられた。

○「社会全体で教育を向上させる」ことが、今後の教育にとって重要である。

<「地域教育」が目指すもの>

○これまでの学社連携・学社融合論の課題

これまでには学校教育と社会教育の連携(いわゆる「学社連携」「学社融合」)の考え方の下で、教育の向上に取組んできた。しかしその取組は、学校教育行政と社会教育行政の間に行政の捉え方に関する違いがあり、一部で進んだ事例はあるものの、全国的に定着したとは言いがたい。学校教育と社会教育をただ単純に並置させ、連携・融合を図るという方法では、社会全体で教育の向上を図ることは難しい。

○「地域の教育力」とは

かつて子供たちはその地域共同体の中で、大人たちや友人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験等を通じて生産・消費・文化及び日常の生活習慣を体得していった。このことを一般に「地域の教育力」と呼び、生産機能と生活機能がほぼ一致していた地域共同体を前提に存在していた。

○「地域教育」の必要性

「地域の教育力」を再構築し、地域の人々のつながり等を通じて「安心・信頼・支えあいのネットワーク」を一定の地理的な範囲で創り出していくことが必要。子供たちがその交流の輪に入ることにより「学び」を深め、自律的な育ち(規範意識や責任感の形成)につなげていく取組が「地域教育」*である。

*「地域教育」…教育基本法第13条にある「家庭、学校及び地域住民等の相互の連携・協力の推進」の理念を具体化させたもの



point.2 「地域教育」を振興する行政の役割を提示

<「地域教育」を振興する行政の役割>

○従来の教育行政の枠組みでは対応が困難な課題

学校教育行政と社会教育行政という従来の教育行政の枠組みでは対応が困難な課題が現れてきている。

- ・「学校支援地域本部事業」(文部科学省施策事業)の行政の担当部署(学校教育or社会教育)の問題
- ・就学前教育と学校教育の接続、学校外教育と学校教育、及び職場体験先(企業・商店街等)と学校の連携の問題

○「地域教育」を振興する行政とは

「学校教育行政」と「社会教育行政」といった従来の教育行政の枠組みでは対応が困難な課題を「つなげ、ネットワーク化する」役割を果たす機能である。

大橋会長より影山教育庁次長へ答申が渡されました